

平成29年第3回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容																														
1	<p data-bbox="363 533 1037 571">三鷹市市民体育施設条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p data-bbox="363 667 1388 705">1 休場日の設定(三鷹市大沢総合グラウンド。2及び3において同じ。)</p> <table border="1" data-bbox="400 705 1362 842"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="400 705 1362 779">休 場 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 779 756 842">多目的スポーツ広場</td> <td data-bbox="756 779 1362 842">12月29日から翌年の1月3日までの日</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="363 846 651 884">2 開場時間の改正</p> <table border="1" data-bbox="400 884 1362 1326"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 884 756 981" rowspan="2"></th> <th colspan="2" data-bbox="756 884 1362 936">開 場 時 間</th> </tr> <tr> <th data-bbox="756 936 1070 981">現 行</th> <th data-bbox="1070 936 1362 981">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 981 756 1122">テニスコート</td> <td data-bbox="756 981 1070 1122">午前8時から午後6時まで(10月から翌年3月までの期間は、午前8時から午後4時まで)</td> <td data-bbox="1070 981 1362 1326" rowspan="3">午前7時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1122 756 1263">野球場(夜間照明設備あり)、サッカー・ラグビー場、会議室</td> <td data-bbox="756 1122 1070 1263">午前7時から午後7時まで(11月から翌年3月までの期間は、午前7時から午後5時まで)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1263 756 1326">多目的スポーツ広場</td> <td data-bbox="756 1263 1070 1326"></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="363 1330 619 1368">3 使用料の新設</p> <p data-bbox="395 1373 587 1411">(1) 貸切使用</p> <table border="1" data-bbox="400 1411 1362 1585"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="400 1411 1362 1485">使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 1485 756 1585">多目的スポーツ広場</td> <td data-bbox="756 1485 1362 1585">1面2時間以内 2,000円 (中学生以下の者を主な構成員とする団体が使用する場合は、1,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="395 1590 715 1628">(2) 夜間照明設備使用</p> <table border="1" data-bbox="400 1628 1362 1848"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="400 1628 1362 1680">使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 1680 756 1740">テニスコート</td> <td data-bbox="756 1680 1362 1740">1面30分につき(30分未満の使用を含む。以下同じ。) 250円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1740 756 1778">野球場</td> <td data-bbox="756 1740 1362 1778">1面30分につき 1,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1778 756 1816">サッカー・ラグビー場</td> <td data-bbox="756 1778 1362 1816">1面30分につき 1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1816 756 1848">多目的スポーツ広場</td> <td data-bbox="756 1816 1362 1848">1面30分につき 500円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="363 1852 699 1937">4 施行期日 平成30年1月1日</p>	休 場 日		多目的スポーツ広場	12月29日から翌年の1月3日までの日		開 場 時 間		現 行	改 正 後	テニスコート	午前8時から午後6時まで(10月から翌年3月までの期間は、午前8時から午後4時まで)	午前7時から午後9時まで	野球場(夜間照明設備あり)、サッカー・ラグビー場、会議室	午前7時から午後7時まで(11月から翌年3月までの期間は、午前7時から午後5時まで)	多目的スポーツ広場		使 用 料		多目的スポーツ広場	1面2時間以内 2,000円 (中学生以下の者を主な構成員とする団体が使用する場合は、1,000円)	使 用 料		テニスコート	1面30分につき(30分未満の使用を含む。以下同じ。) 250円	野球場	1面30分につき 1,200円	サッカー・ラグビー場	1面30分につき 1,000円	多目的スポーツ広場	1面30分につき 500円
休 場 日																															
多目的スポーツ広場	12月29日から翌年の1月3日までの日																														
	開 場 時 間																														
	現 行	改 正 後																													
テニスコート	午前8時から午後6時まで(10月から翌年3月までの期間は、午前8時から午後4時まで)	午前7時から午後9時まで																													
野球場(夜間照明設備あり)、サッカー・ラグビー場、会議室	午前7時から午後7時まで(11月から翌年3月までの期間は、午前7時から午後5時まで)																														
多目的スポーツ広場																															
使 用 料																															
多目的スポーツ広場	1面2時間以内 2,000円 (中学生以下の者を主な構成員とする団体が使用する場合は、1,000円)																														
使 用 料																															
テニスコート	1面30分につき(30分未満の使用を含む。以下同じ。) 250円																														
野球場	1面30分につき 1,200円																														
サッカー・ラグビー場	1面30分につき 1,000円																														
多目的スポーツ広場	1面30分につき 500円																														

<p style="text-align: center;">2</p>	<p>三鷹市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>1 地区整備計画区域の追加 三鷹都市計画下連雀五丁目第二地区（日本無線株式会社三鷹製作所跡地等）地区整備計画区域に、既定のB地区のほか、A地区及びC地区を追加することとした。</p> <p>2 建築物の用途の制限 A地区及びC地区内の建築物に、地区区分に応じ、用途の制限を設けることとした。</p> <p>3 建築物の敷地面積の最低限度 A地区、B地区及びC地区内の建築物の敷地は、地区区分に応じ、120㎡以上又は150㎡以上でなければならないこととした。</p> <p>4 壁面の位置の制限 (1) A地区及びC地区内の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線又は道路境界線までの距離は、地区区分に応じ、3m以上、4m以上又は5m以上でなければならないこととした。 (2) B地区の壁面の位置の制限の適用除外を一部変更することとした。</p> <p>5 施行期日 公布の日</p>
<p style="text-align: center;">3</p>	<p>三鷹市地区計画の区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>1 地区整備計画区域の追加 三鷹都市計画下連雀五丁目第二地区（日本無線株式会社三鷹製作所跡地等）地区整備計画区域の緑化率指定区域に、既定のB地区のほか、A地区及びC地区を追加することとした。</p> <p>2 建築物の緑化率の最低限度 A地区及びC地区の建築物の緑化率の最低限度を、B地区と同じ10分の1.5とすることとした。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

<p>4</p>	<p>三鷹市教育センター耐震補強等工事請負契約の締結について</p> <hr/> <p>1 契約の方法 制限付一般競争入札による契約</p> <p>2 契約の金額 6億9,660万円</p> <p>3 契約の相手方 東京都三鷹市下連雀三丁目4番29号 白石・大創建設共同企業体 代表者 白石建設株式会社 代表取締役 白石 勝也 構成員 大創建設株式会社 代表取締役 石井 徹</p> <p>4 工事概要 (1) 工事場所 三鷹市下連雀九丁目11番7号 (2) 工事内容 ア 耐震補強 イ 外壁の補修及び塗装改修 ウ トイレ及び湯沸室の改修 エ 空調設備及び換気設備の更新 オ 非常用発電機の更新 カ エレベーターの更新 キ 照明器具のLED化 ク 執務室のOA床化 ケ 床及び天井の改修 コ 通路の舗装改修 サ その他 (3) 工期 契約確定日の翌日から平成31年2月15日まで</p>
<p>5</p>	<p>平成29年度三鷹市一般会計補正予算（第2号）</p>
<p>6</p>	<p>平成28年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について</p>

7	平成 28 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
8	平成 28 年度三鷹市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
9	平成 28 年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
10	平成 28 年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
11	平成 28 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○ 特記事項

なし